

平成24年度及び平成25年度の 後期高齢者医療保険料率が決まりました

後期高齢者医療制度は、被保険者の医療費を公費(国、県、市町村の負担金)50%、現役世代からの支援金40%、被保険者の後期高齢者医療保険料10%の割合で負担することにより成り立っています。

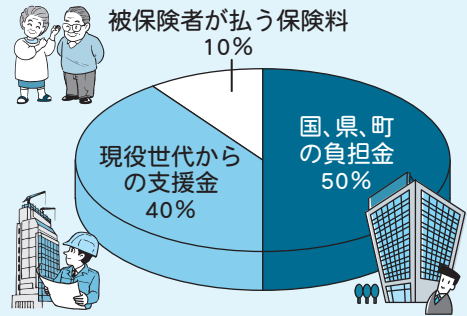
このたび、平成24年度及び平成25年度の茨城県後期高齢者医療保険料率と賦課限度額が決定しましたのでお知らせします。

◆保険料率及び賦課限度額◆

		平成24、25年度	平成22、23年度 (参考)
保険料	均等割額	39,500円	37,462円
	所得割率	8.0%	7.6%
保険料の賦課限度額(上限額)		55万円	50万円

※保険料率(均等割額・所得割率)は、都道府県単位で計算され、2年ごとに見直されます。

【高齢者の医療費における財源割合】



個人ごとの保険料の決めかた

1年間の保険料 (100円未満切捨て)	=	均等割額 39,500円 (または軽減後の金額)	+	所得割額 (賦課のもととなる金額) ×8.0%
------------------------	---	--------------------------------	---	-------------------------------

※賦課のもととなる金額 = 総所得金額等 - 基礎控除33万円

※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費(公的年金控除額や給与所得控除額など)を差し引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含まれません。

※年度の途中で被保険者になられた方は、資格取得月からの月割りで保険料が計算されます。

保険料の軽減について

●均等割額の軽減

世帯の所得水準にあわせて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯の所得区分(被保険者と世帯主)	軽減割合	軽減後の均等割額
前年の総所得金額が33万円を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯(※その他所得がない場合)	9割	3,950円
前年の総所得金額が33万円を超えない世帯	8.5割	5,925円
前年の総所得金額が33万円+「24万5千円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く)」を超えない世帯	5割	19,750円
前年の総所得金額が33万円+「35万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯	2割	31,600円

※収入が公的年金のみの方は、年金収入額から公的年金控除(年金収入額が330万円以下は120万円)を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除(15万円)を差し引いて判定します。

●所得割額の軽減

保険料の所得割額を負担している方で、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下(年金収入のみの方は、その額が153万円以上211万円以下)の場合は、所得割額が5割軽減されます。

●その他の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、均等割額が9割軽減され、所得割額の負担はありません。

※国民健康保険または国民健康保険組合から後期高齢者医療制度に加入した方は該当しません。

問合せ 保険料の計算について/茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎029-309-1213
保険料の納付について/城里町役場保険課 高齢者医療グループ ☎029-288-3111(内線372)